

中国における法律情報化の推進の現状と展望

章 輝

目 次

- はじめに
- 一 法律情報化の必要性と緊迫性
- 二 法律情報化の推進過程
- 三 中国の法律情報化の推進過程において直面する主な問題点
- おわりに

はじめに

21世紀の初め、デジタル化情報革命に基づく情報スーパーハイウェイとマルチメディアの技術は、新世紀に入ったばかりの人類社会をハイテク経済の時代に導いている。前世紀末に誕生したインターネット技術の発展は、前例のない情報革命を誘発し、情報の収集および伝達のスピードと規模において未だかつてない高度の成果をあげた¹。デジタル化革命は、情報史上の偉大な革命であるばかりでなく、科学技術史上の偉大な革命でもある。同時に、巨大な産業革命と社会変革を引き起こして、再度、人類の生活と生産の様式も改革している。

ネットワーク時代において、法律情報資源の収集、保存、開発、および利用の方式も史上かつてない情報化革命に直面している。法律情報化とは、現代的な情報技術を応用して法律情報の収集、保存、加工、公布および伝達などの処理を行ない、かつ、この過程において法律情報資源の開発および管理を行うことにより、法律情報の利用性を高め、もって根本的に人々の法律情報の利用方法を改変することである²。

法律は上部構造の重要な構成部分として、情報化ブームの広範な影響を避けられない。急速な発展を遂げるネットワーク時代において、法律と科学技術は次のような両面関係を有する。第一の側面の関係は、法律の科学技術に対する規制という関係である。すなわち、社会諸領域における科学技術の広範な応用の中で生じるさまざまな法律問題である。現在、この問題はすでに法学界の一つの重点的な研究課題となっている。例えば、ネットワークの発展におけるその安全性および信頼性、運営方法ならびに料金基準などに関し規制を行う必要がある。いかにして異なる類

型の情報資源の開発利用における権利と義務を明確にするか、いかにして、法的規制を通じて情報技術の応用を促進し、相互に異なる種類の情報システムとネットワークの正常かつ合理的な運営を保障するか、いかにして急増する電子取引活動に法的根拠を提供し、または法的規制を行うか、などの問題である。ところが、法律と科学技術における第二の側面の関係は、科学技術を一種の道具か手段として、法律情報の処理、応用に利用することである。すなわち、科学技術を利用して法律情報化を推進する問題である。本稿では、この第二の側面に着目して法律のデジタル化、情報化の推進過程、趨勢および直面する問題点ならびに解決策に対して簡単な説明を進めたい。

一 法律情報化の必要性と緊迫性

(一) 法律情報化はネットワーク時代の必然的な要請である

社会は、次第に生存空間におけるネットワーク化時代に入りつつある。ここでいうネットワーク化とは、技術面でのネットワークの間の相互的なアクセスを含むだけでなく、このような情報技術に基づくネットワーク化の社会、政治、経済と生活形態におけるネットワークの相互協力関係を強調しなければならない³。より端的に言って、法律のデジタル化、情報化はネットワーク時代の必然的な要請である。ネットワーク時代の到来は、法律情報化の推進を促し、またネットワーク観念の出現と進化は、法律情報化の推進のためにインパクトを与えた。ネットワーク文化の形成と発展は、法律情報化の推進のために文化的な基礎を固めた。ネットワーク経済の勃興は、法律情報化の推進に「挑戦」と「チャンス」を与えた。ネットワーク空間の開拓は、法律情報化推進のために発展の可能性を広げた。ネットワーク技術の目覚ましい発展は、法律情報化の推進に技術的な根拠を与えた。回想に値すべき一つの表現として、「19世紀は鉄道の時代、20世紀は高速道路の時代で、21世紀はネットワークの時代だ」という言葉がある。鉄道の時代と高速道路の時代は、ともに人類社会の経済、社会、文化の発展に繁栄をもたらし、世紀をまたいで形成されたネットワーク時代は、人類社会に新しい競争のチャンスとインパクトをあたえる他、究極的には人々に新たな輝かしい未来を迎えさせるだろう。

(二) 法律情報化は政府情報化の重要な一環である

中国においてはインターネットの普及にしたがって、ネットワークのユーザーが急激に増加し

ており、政府情報化の重要な一環として「政府ネットワーク化」が急務となっている。一方では、国家情報ステーション(プロバイダ)のインフラ構築の進展と情報ネットワーク技術の成熟が、政府ネットワーク化のために技術的な保障を提供した。もう一方では、政府情報のニーズが激増し、このようなニーズは広さ、深さ、スピード、系統性および総合性などの面で重大な変化を発生させている。政府と社会の橋渡し、特に社会民衆に情報を疎通させるため情報交換の必要性が大きくなる。これら全てが政府ネットワーク化の巨大な動力となった。呉基伝情報産業部部長は、第31回世界電気通信記念日の会議で、中国政府ネットワークエンジニアリングの主なウェブサイトはすでに正式な運営を開始したと宣言した⁴。この主なウェブサイトは、國務院所属の17の部・委員会・局のウェブサイトを含む。呉部長は、「政府ネットワーク化は政府各部門と社会各分野の交流を促進することができ、事務費用の節約に役立ち、政府行政の効率と透明性の向上に有利である」と指摘している。

政府ネットワーク化エンジニアリングは、政府情報化の推進プロセスの中での一つの重要な里程であり、社会発展の必然的な要求に適應する。またその目標は、政府の現代化を実現することにより、政府行政の効率と透明性の向上をはかり、社会公衆のためによりよいサービスを提供することにある。法律情報化は、政府情報化推進の一つの重要な構成部分であり、政府情報化を建設するための要求の一つであり体现でもある。法律の公開化と政府の透明性の向上は、一つの問題の二つの側面でもある。その究極の目標は、すべて社会大衆の需要にサービスを提供することであり、社会主義法治国家の建設の需要に応じるものであり、社会主義現代化の建設に資することでもある。

(三) WTOへの加盟は法律情報化を必要とする

中国は間もなくWTOに加盟する。このような情報化時代において、経済貿易の発展、企業のビジネスチャンスの発見、消費者の権利利益の実現および政府公共サービスの向上は、全て正確で迅速な情報を獲得することを必要とする。情報公開と情報の自由は、世界貿易の基本原則であり、各国が推進する政府改革の主導的な方向である。WTOへ加盟することは、中国政府の経済規制改革が直面する重大な挑戦であると同時に、いかにして情報公開を促進し、企業と消費者の情報自由権を確保するかの問題でもある。ところが、法律は社会関係を調整する規範的情報でもあるところから、その情報の公開化と自由化はWTOの必然的な要求である。

(四) 法制の公開は法律の情報化を必要とする

法律の公開は高度の浸透性と「普遍的サービス」の原則を必要とする。情報化の発展の深化は、国家または世界の社会、政治、経済、文化、日常生活などのそれぞれの分野における深刻な影響と変革という形であられる。法律情報の浸透性は、法律情報の公開の原則にとって決定的である。法律情報の公開は、人民の素質、人民の知識レベルの普遍的な向上に適應するための要請である。法律公開の発展の基本的目標は、全社会成員が情報化の発展成果を享受することにより、徹底的に法制建設の各方面における推進状態を改変することである。法律の公開は法制建設の一つの目標で、法律情報化は法律の公開を実現するルートであり、必然的な要請でもある。

二 法律情報化の推進過程

(一) コンピュータ技術の法律検索システムにおける最初の応用

世界的にみれば、コンピュータ技術は、最初は国の最高領域である国防などの分野で利用された。法律の分野での最初の利用は、1956年、ペンシルベニア州で行われた一つの「低能児」に関連する法律の制定から由来するものである。「低能児」という文言採用は、人格を損なうと批判があったところから、当時のすべての法案に記載されていたこの文言を「特殊な子供」と書き換えることにした⁵。そのため当時、ペンシルベニア州は衛生保健法の検索システムの研究開発にとり組み、これに成功した。これが世界最初の法律検索システムである。これを契機として、「Aspan system」という会社を創立して、コンピュータ技術の法律分野での実用を実現したのである。また、ABA（アメリカ法曹協会）と共同で新しいコンピュータ検索システムを開発した。法律検索分野へのコンピュータ技術の利用に成功したのは、「WESTLAW」というアメリカの有名な法律情報システムである。これは1974年からアメリカで法律検索システムとして建設され始めたものである。当時もネットワークがあったものの、今のようなインターネットではなく、一つの専用ネットワークとして、専用サーバーと専用の端末(ターミナル)を通じて法律および判例法の検索を実現した。

(二) 中国における法律情報化推進の最初の試み

中国で、コンピュータ技術が法律データ検索に利用され始めたのは80年代である。北京大学や国家情報センターなどの機構が研究開発した法律法規のデータベース検索システムである。当時、

このような法律法規の検索データベースはハードディスクに構築され、フロッピーディスクに頼って伝送されたり、電話回線を利用してネットワーク化したため、コストは非常に高かった。90年代に入ってから、中国はインターネット上で法律情報を検索するシステムの構築を試み始めた。1995年、北京大学が中国で最初の法律ウェブサイトを開設したが、それが現在の北京大学の法律情報網である。主に法律法規情報データベースの検索、専門法律諮問、法学理論の検討などのサービスを提供している⁶。

(三) 中国における法律情報化の推進現状

これまでの発展を経て広く知られているように、法律部門が利用している多くのコンピュータ・システム、例えば、法律データベース、法律検索システム、および弁護士が開設した処理システムを含むさまざまなシステムが構築されている。最近、国内の政府ネットワークのサイトと法律専門のウェブサイトの急速な発展が、法律情報化の発展基盤を整え、次第に成熟しつつある。法律の専門ウェブサイトが林立することにより、すでに中国独自の法律情報化の流れが形成された。

1. 検索システム

法律資源の情報化は資源形式の転化を完成させたが、より完全な情報データベースを形成するには、各種のサービスとニーズを充実させ、かつ、各種のシステムを組み合わせでセットした法律法規の検索システムを構築しなければならない⁷。検索システムは、デジタル化した法律資源を効果的に利用する重要な道具であり、法律情報化の重要な体現でもある。適合する検索システムを構築してこそ、複雑かつ大量の法律情報資源を標準的な情報資源データベースに組入れ、各種のデータ処理技術を活用し、いつでも必要な法律法規を検索できるようにすることが可能となる。したがって、法律情報化は、必ず検索機能を備え付けたシステムに頼らなければならないのである。

影響力が非常に大きいいくつかの法律ウェブサイトについて総合的に観察してみると、法律情報の面で、すべてが検索システムを先頭に、それぞれの情報データベースと相応する法律法規の検索システムを構築している⁸。例えば、国家情報センターが開発した「国家法規データベース」、北京大学の法律法制情報センターが開発した「北大法宝」、および北京中天会社が開発した「法律の星」といった法規検索システムなど。これらの専門的な法規検索システムは、全て法律法規の名称、公布期日、公布した機関の名称などキーワードを入力するだけで、迅速に対応する法律法規を検索することができる。このようないくつかの検索システムに収録されている中国法律お

よび法令の件数が、現在、すでに8万件以上で、その文字数も1億5000万字に達した。

2. 協力を求める

初期においては、法律資源のデジタル化への発展は小規模にとどまった。当時の方法は、すでに出版されている法律法規の年鑑、地方の法規の単行本などの書籍を元に、その中から実用性が高くまたは公衆に知れわたっている条文をピックアップして、入力、スキャンするなどの方法により書籍資源からデジタル化した。これが最初の法律情報化といえる。しかし、厳密にいうと、当時のこのような方式や効果は、決して本当の法律情報化ということではできず、ばらばらな状態で部分的に法律資源のネットワーク上での共同利用を実現しただけといえる。

法律資源が本当に情報化時代に入ったのは、『大型法律垂直専門(vertical dedicated network)ウェブサイト』が構築されたあとである。1995年、北京大学の法律情報ネットワークの誕生から、現在に至るまで、数百サイトの規模でそれぞれの情報ネットワークが現われている。この中で、規模が相当大きく豊富な資源情報を内蔵した、非常に整備された法律資源データベースサイトはおよそ40サイトある。これらの大規模な法律専門のサイトは、過去の小規模なウェブサイト方式を変えて、提携と協力の強化を通じて、情報利用の効率の向上と情報化の全面性に万全を果した。

3. 法律資源の更新システム

法律情報化は、既に公布された法律法規のデジタル化を実現するばかりでなく、最近公布された法律法規やまもなく公布される見通しのある法律法規も掲載しなければならない。既存の法律法規だけをネットワーク化の資源にするのみというのでは明らかに不十分で、タイムリーに最近公布された法規条文を情報化する体制を構築して、それを通じて法律情報化の連続性と迅速な整備を実現しなければならない。この面では、現在、国内の政府ネットワークのサイトと法律専門のウェブサイトは、完全といえる程度の更新システムをほとんど形成していない。

三 国の法律情報化の推進過程において直面する主な問題点

中国の法律情報化の推進は、ここ数年来、好ましい成果をあげているが、数千以上に達する法律情報のウェブサイトの大規模な構築過程では、検討すべき問題も生じている。現在の社会諸領域における法律情報化の試みを分析してみると、さまざまな問題が存在し、かつ、迅速に解決しなければならないことがうかがわれる。

(一) 法律情報資料の出所の問題

法律情報化の推進は、情報主体の問題を離れて考えることはできない。つまり法律情報の資源を離れることができない。総合的にみると、現在、大多数の法律ウェブサイトが、タイムリーで信頼可能な、全面的で権威のある法律情報資源を獲得するには、大きな問題が潜んでいる。史的要因や様々な側面で存在する原因により、中国の法律と法令の範囲、標準、公布手続および形式については、立法法が制定公布される以前には、詳細かつ具体的な定めがなかった。新しく制定公布された立法法は、法律文書の法定の形式について十分な力点を置いておらず、法律は全国人民代表大会およびその常務委員会が公布し、行政法規は、国务院が公布すると定めるだけで、規則については大まかな定めをしている。ところで、実務上、各行政部門の規則の公布状況は非常に混乱しており、多くは正式な公布官庁名が記載されていない。規則の公布も、各行政官庁内部で行われるだけであり、「紅頭文書」(中央政府の公文書)の形式で発布されるが、紅い印章が押されていれば直ちに有効な規則となり、公開する必要もなく、また出版しなくてもよい。例えば、WTO と対外経済貿易に関する政府の規則すなわち対外経済貿易に関する法規および規則は、当初より「紅頭文書」形式で公布され実施された。1992年になって、経済貿易部はようやくこれらの「紅頭文書」を整理編集して公開出版した。これが国家中央のレベルにおける部・委員会が公開した最初の規則全書である。法令の多くが標準的でないため、法律情報資源は標準的な公布手続により公開されず、それが原因となって法律情報の収集に困難さを招き、終局的には法律情報化の推進を妨げた。

(二) 法律情報化の推進過程における重複建設の問題

中国の法律情報化は今日までの発展を通じて、すでに数多くのさまざまな規模の法律ウェブサイト構築した。ところが、実際にはこれらの法律ウェブサイトの多数は非常に類似している。ウェブサイトの構造上、内蔵している情報や技術の方式の多くが重複しているという問題が存する。例を挙げてみると、法律法規データベースの検索システムの構築においても、ほとんどすべての法律ウェブサイトと、またいくつか非常に小さい個人経営のウェブサイトを含んで、検索システムが備え付けられている。しかし実際上、中国には現在本当にすべての法規情報資源を網羅し尽くした情報処理システムがまだ存在しない。重複問題の最大の弊害は、大量の人的物的浪費を招いて、法律情報化が達成しようとする法律情報の利便性の向上をはかることができなくなるというものである。

(三) 法律情報の利用方式と内容の単調

現在、中国法律情報のウェブサイト进行分析してみると、重要な問題は、これらの法律ウェブサイトにおける法律情報処理とその利用方式が比較的単調であることである。主に法規データベース検索システムの開発に偏っており、実務への法律情報の応用機能の開発に対する投資は少ない。例えば、現在のところ、まだいずれのウェブサイトも法律情報の利用に関連するその他の分野の情報を応用できる方式の開発に成功していない。大多数の法律ウェブサイトは、収集した情報資源に対して単に簡単な加工と処理を行って、それを直接利用するようにしているだけである。情報の高度の加工と利用を促進する措置が必要である。その他に、法律情報の内容が比較的単調であり、主に中国大陸の法律情報にとどまっている。中国の WTO への加盟や世界経済の一体化の発展に応じて、法律情報資源も全面的かつ広範でなければならない。現在、香港、マカオ、および台湾の情報資源に対する開発も欠如しており、法律情報資源の多国言語版の開発も不十分である。

(四) ネットワーク情報技術の法律情報化への応用過程に存する問題点

ネットワーク情報技術は、今日までの発展を経て、その技術がすでに社会諸領域に及んでおり、また驚くべきスピードと方法で人々の生活に変化をもたらしている。ところが、ネットワーク情報技術は、中国の法律情報化の建設においては決して効果的に利用されているとはいえない。これには、いくつかの問題がある。

1. 法律専門家とコンピュータ技術者の協力問題

法律情報化は、簡単にいうと、コンピュータ情報技術の法律分野での利用を指すが、これは複雑な作業であり、法律専門家とコンピュータ技術者の間で広範かつ高度の協力を必要とする。つまりコンピュータの技術者は、弁護士や裁判官の需要を理解し、また法律専門家もコンピュータとネットワークの原理の理解を必要とする。ところが、ここ数年来、法律情報化の実践の中で、技術面に偏重しすぎた結果法律を見落とすとか、反対にあまりにも法律だけを重視し技術を軽視するなどの、多くの回り道を辿った。法律情報化においては、技術はその基礎を支える有効な手段である。

2. 先進的なコンピュータ技術がまだ広範に法律情報化に利用されていないこと

情報技術は急速な発展を遂げ、さまざまな先進技術が登場しているが、多くの先進的な科学技術はまだ法律情報化に有効に利用されていない。例えば、マルチメディアの技術の面で、現在、どの法律ウェブサイトもインターネット講義を行うことができない。最近、北京大学の法律情報ネットワークが弁護士の試験のサイトを登場させ、オンラインで弁護士試験を指導する教官の講

義を視聴することができるようになったが、これはこうした技術面での一つの効果的な試みである。

3. 法律情報化が、本当のネットワーク化を実現していないこと

現在、次のような誤解がある。それは、すべての機構、すべてのウェブサイト、ひいてはすべての個人所有の法律関連情報資源を公開してインターネット上に掲載すれば、法律のデジタル化と情報化を達成したことになるというものである。実際には、これは間違いである。大規模で、無秩序で、整理されていない情報資源は情報の氾濫と情報資源の重複を招くことにしかならず、本当の情報化を達成することはできない。本当の情報化はネットワーク上での相互的なアクセスと情報の共同利用の基礎の上で実現できるのである。インターネット上での相互アクセスは、決して機械と機械の間の連結だけでなく、ネットワークとネットワークとのアクセスこそがもっとも重要なのである。法律資源を内蔵するウェブサイトの間での十分な連携こそが、情報資源の本当の共同利用を達成し、本当の意味での法律のデジタル化と情報化を実現する。

(五) 中国政府情報化の影響

ネットワークの時代における情報化は、社会諸領域で着実な発展を遂げている。80年代から始まった政府のネットワーク化を含めて、最近、提起された区域情報化推進の中で比較的代表的なものとして、北京の「デジタル化都市建設」などがある。法律の情報化は、政府情報化の一つの構成部分である。政府情報化の推進過程には、以下のような問題が存する。ハードウェア整備を重視したが、ソフトウェア整備を軽視した。すなわち、情報設備の購入と付設を重視したが、情報資源の開発と利用を軽視したというものである。インフラの構築を重視し、メンテナンスを軽視したということである。情報システムの構築には資金があるが、メンテナンスには資金がないため、構築後の正常な運営を維持しにくいとか、各自独立で情報システムを運営しているため、システム間での必要な情報交流とネットワーク上の協力が欠如しているといった問題である。地方政府の情報化に存する問題としては、地方法規の構造変化が非常に大きく、関係機構の機能も改革中であることに伴う問題がある。また地方法規の執行職員の情報意識と情報処理能力も情報化の発展を制約している。地方機関に広範に存する資金不足による投資の停滞も情報化の発展を制約する。

統計によると、アメリカ連邦政府が情報収集に要する時間数はここ数年来毎年70億時間に達しており、アメリカの連邦、州と地方政府の情報技術の開発に支払われる毎年の予算は約1200億ドル（約1万億の人民元）である。中国政府の情報化に要する時間数と情報技術の開発利用への投

資は、これと比較の対象にならないほど乏しい。しかし、将来的には、今後、ますます投資が増加し続けると見込まれる。そのため、政府情報化における（政府ネットワーク化エンジニアリングを含む）融資方法の改革問題を早急に検討する必要がある。複数のルート、複数の方法により、多元的に資金を集め、かつ、その資金の合理的な利用を強化することにより、限られた資金を重点的なエンジニアリングのプロジェクトに有効に使用するよう努めなければならない。

おわりに

法律情報化の推進過程における各種の問題の分析を通じて、法律情報化の実現は以下のようなルートで実現できるのではないかと思う。

1. 法律情報化の建設における制度的側面

法律の公開は、法律情報化の前提と究極の目標である。法律の公開の程度は直接に法律情報化建設に影響を与える。中国の法治現代化の更なる発展に伴って、法律の公開も必然的に改善されるであろう。

2. 法律情報化における社会的側面

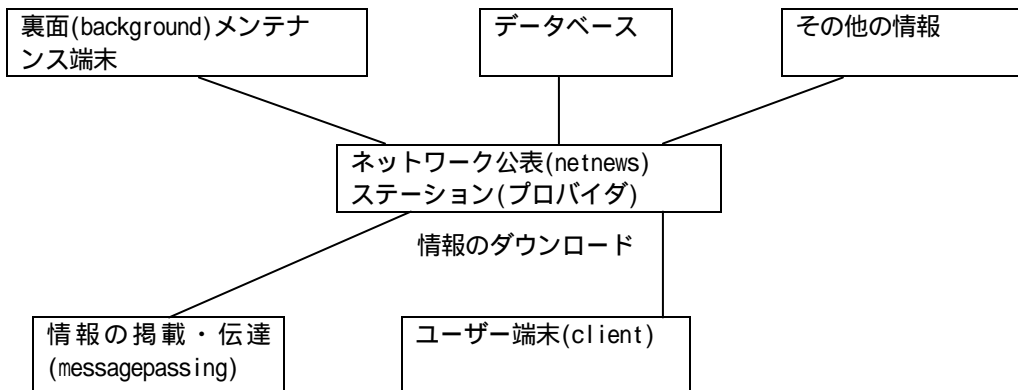
法律情報化の発展における外部的な環境の問題を指す。法律は社会の上部構造の一つとして、社会の諸領域に融合されている。社会の現代化の進展、法治化への進展、および公衆の意識と需要などはすべて法律情報化の発展に対して影響を与える。これについては、本稿では、これ以上ふれないこととする。

3. 法律情報化における内容的側面

信頼のできる安定した、全面的な法律の情報資料の出所の問題は、長きにわたって法律ウェブサイト構築における根本的な問題となっている。これは、多くの事業者を悩ませてきた大問題でもある。協力を通じて情報資源の十分な共同利用を達成することがこの問題を解決する一つの有効な方法である。具体的にいうと、情報資源の共同利用が可能な統一的なネットワークサービス・ステーション(プロバイダ)を構築した上で、各分野の協力を通じて情報資源の有効な利用と共有を達成する。簡単にいえば、各分野がそれぞれ把握している情報資源を共同の規則によって、一つの統一的なサービス・ステーション(プロバイダ)で共同利用することである。このようにして、情報資源の本当の情報化を達成し、情報資源の共同利用を実現することが必要である。

中国の行政法学交流センターは、現在まさにこの面での研究検討を試みているところである。

この法学交流センターは、「資料の相互交換計画」を打ち出している。つまり、中国行政法学研究センターから中国各地の現行行政法規、規則、制度、施行条例、施行規則および関連する法令について研究検討するとともに、国家の法制促進の方針に応じて、中央や各地方の法制促進と協調しつつ、各機構のために、一つの情報資源の共通サービス・ステーション(プロバイダ)を構築して、各分野各機構の情報資源を整合して統一的な情報資源の共有データベースを形成することである。これは法律情報化促進にとって有意義な試みの一つである。上述した「資料の相互交換計画」に協力するために、中国行政法学交流センターは、情報資源を相互交換できるネットワークサービス・ステーション(プロバイダ)を構築したのである。略図は次の通りである。



国家行政法学交流センターが構築したこのサービス・ステーション(プロバイダ)は、ユーザー端末に二種類のインターフェイス(継ぎ口)を設ける。その一つは、ダウンロード端末であり、ユーザーはネットワークを通じてセンターを訪問し、更新された情報をダウンロードすることができる。もう一つは、情報の伝達端末であり、ユーザーがサービス・ステーション(プロバイダ)で自らが収集した新しい情報を掲載伝達することである。例えば、ある地方で新しく公布された地方性法規は、このような方法を通じて迅速にウェブサイトフィード・バックすることが可能である。これによって、最少の人的物的資源で情報資源の共同利用を促進することができ、同時に各分野に便宜をはかることができる。

4. 法律情報化の推進における機能的側面

ネットワークという新興のメディアの普及によって、法律情報化の推進もよりいっそうの発展を遂げ、次第に、さらに実用的な利用価値のある法律情報データベースを開発していくであろう。法律情報は、実際には社会各分野で利用されるだけでなく、情報技術の利用により法律サービス

システムのインテリジェント化を達成することが可能である。国内におけるこの面での大胆な試みとして、新興の法律ウェブサイト 法経ウェブサイト⁹がある。このウェブサイトには、現在、すでに一つの法規センター検索システムが構築されており、またこの法規センターを通じて中国政府が公布した圧倒的多数の法律法規などの法令や法律関連資料（法律文書や司法機関の公開資料）まで検索することができる。その他、いくつかの関連する特別テーマの法規データベースと補助的な法規知識のチャンネルが備え付けられている。法経ウェブサイトの法規データベース検索システムは、他のシステムと比べて最大の特徴として、法規検索システムに伝統的であった複雑な法学分類検索をやめ、重点的なデータベースの全文検索機能と知能的な検索機能を開発した。実際には、このような機能こそが最も重要で最も実用的な機能である。しかし、これだけではなお不十分である。法経ウェブサイトが目標とするのは、ユーザーのために全面的な解決案を提供することである。つまり「知能的専門家システム」の役割を果たすことである。すなわち、ある法律的な特徴（例えばキーワード）を手がかりとして、関連する一連の情報を有機的に組み合わせ、プロセスの一元化を実現するという解決案を提示することである。例えば、あるユーザーが会社の設立に関する資料を検索しようとする場合、「会社の設立」というキーワードを入力するだけで、会社の設立の申請、登録など各種の手续や方法を含むすべての関連法律を検索することができ、さらに関連する事務機構への連絡方法まで検索することができるという具合である。

5. 法律情報化の推進における技術的な側面

もはや現在においては、真の法律の情報化の実現のためには、法律情報資源ウェブサイトの充実したネットワーク化は不可欠である。つまり、法律情報資源のネットワーク化は不可欠である。ここでいうネットワーク化とは、一つの法律情報資源のインターネット上での公開と共同利用だけでなく、ネットワークとネットワークの間の相互のアクセスということである。このような相互的なアクセスは、簡単にいうと以下の二つの方法で実現することができる。その一つは、すべての法律情報資源ウェブサイトのデータベースを完全に公開して、すべてのウェブサイトの間で協議した規則によって情報資源を共同利用することである。これは非常に理想的な方法であるが、実行可能性に乏しい。本当に実現しようとするれば、国家が強制しなければならないのであるが、情報の公開と自由の原則に背くことになる。

もう一つの方法は、関係者の間で、十分な協議を経て規則を定め、指定したウェブサイトの情報を集散的に掲載することである。このような方法は、情報提供者が自前のウェブサイトを構築する必要がなく、すでに構築されているウェブサイトで統一的に情報を提供し、かつ、各自が掲載した情報内容を、各自の責任によって更新などのメンテナンスを行うことが可能である。つま

り、同一の目標を達成しようとする情報提供者が全体で協議して決める規則に基づいて、単独では不可能なことを共同で完成することである。

法経ウェブサイトもこのような方法を試みている。このウェブサイトは、国内の他業者と異なり、規模が非常に大きい完備した法律情報ウェブサイトであるという特徴を持つ。つまり、法律情報の公表のため、ネットワーク上でのサービス・ステーション(プロバイダ)を提供することに力点を置いている。すなわち、ネットワーク化した法律情報資源の公表、ダウンロードのサービスを提供するステーションである。このような方法のメリットは、第一に、大量の資源を節約して、インフラの重複投資と利用を防ぐことである。第二に、資源の有効な利用を促すことである。第三に、分散している各種の法律情報資源を分類整理して、一定の規則に従って集中的、統一的に公表することができることである。第四に、本当の情報資源の情報化と共同利用の実現に役立つことである。

註

-
- 1 李永綱、「ネットワーク化と民主主義」江海学刊 1999年第4期。
 - 2 韓大元、「インターネット化時代における憲法学研究の新課題」環球法律評論(京)、2001年春、52頁。
 - 3 覃華、「ネットワーク環境下におけるデータベース保護に関する新しい方法」
<http://211.100.18.62/reademy/>
 - 4 郭学文、「ネットワーク紛争の法的解決に関する研究」<http://211.100.18.62/reademy/>
 - 5 馮江源、「ハイテク技術の発展と国際政治の再構築」欧州 1995年第2期。
 - 6 北京大学法律情報網<http://211.100.18.62/reademy>
 - 7 中法網<http://www.1488.com>
 - 8 李慶民、「データベースに対する法的保護」<http://211.100.18.62/reademy/>
 - 9 法経(法規センターなど) <http://www.law.org.cn>

Summary

The Status and Developing Direction of Legal Information Construction in China

Hui Zhang

Introduction

The 21st century is a century represented by digital technology and multimedia. It is not an overstatement to say that the worldwide popularization of the Internet during the end of the last century caused a revolution in the collection and transmission of information, which means change not only in the information industry, but also in the average citizen's way of life. Such digitalization will inevitably affect the collection, storage and utilization of information.

1 Necessity and Urgency of Legal Digitalization

In China, like other countries, legal digitalization means collecting, storing, processing, issuing and transmitting information by using modern information technology. However, why legal digitalization is needed in China, in particular, and why it ranks as an urgent political matter, should also be considered. Affiliation with the WTO forces us to accept a Western style governing system. The shift from the so-called "Rule of Men" to the "Rule of Law" has started with a clarification and systemization of rules and laws. Legal digitalization is one step for China in accepting a Western style governing system, while also seeking an appropriate governing system given its history and culture.

2 Process of Promoting Legal Digitalization

Legal digitalization in China mainly implies a computerized information retrieval system. However, in China, the process of digitalization is not going to be easy.

Firstly, nationwide dissemination of the electronic network is required, not an easy task given China's vast size.

Secondly, the introduction of a legal information retrieval system presupposes an electronic management system for legal information, which requires the Chinese Government to take some measures to support the development of a management and retrieval system for documents.

Thirdly, legal information has to be updated appropriately, which is expensive.

3 The Principal Challenges to Face in the Process of Promoting Legal Digitalization

Furthermore, in practice, many challenges must be overcome. Firstly, laws that regulate competition in the electronic networks and utility fees discourage investment. Secondly, in China, computers are not widespread, and thus require a supporting infrastructure. Thirdly, a cooperative relationship between scientists and engineers and legal specialists has yet to be established. However, the most fundamental issue is the fact that, as a general rule, the Chinese government does not provide the public with legal information.

Digitalization is an important step for China to release or provide legal information given its affiliation with the WTO. However, it is not certain how the western models of “rule of law” and “rule by law” can take root in China. Moreover, although electronic processing of administrative legal information will contribute to making life more convenient, the introduction of foreign investment nevertheless may bring about a digital divide. Currently, the electronic processing of administrative legal information may involve such risks.